

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

〔政令〕

〔告示〕

〔訓令〕

〔告示〕

- 検察審査会の名称及び管轄区域等を定める政令の一部を改正する政令 (内閣府八、九)
- 薬事法施行令の一部を改正する政令 (一四)
- 母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令 (一六)
- 介護保険法施行令の一部を改正する政令 (一七)
- ゴラン高原国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令 (一八)
- 母子及び寡婦福祉法施行規則の一部を改正する省令 (厚生労働八)
- 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (農林水産二)

- 日本文化ボランティアの派遣に関する日本政府とポーランド共和国政府との間の書簡の交換に関する件 (外務三三)
- アフガニスタン・イスラム共和国におけるカブール市教育施設建設計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件 (同三五)
- ウランバートル市高架橋建設計画 (詳細設計) のための贈与に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の書簡の交換に関する件 (同三六)

〔省令〕

〔国会事項〕

〔人事異動〕

法務省 環境省 最高裁判所

〔叙位・叙勲〕

〔公告〕

〔諸事項〕

- 外国為替及び外国貿易法第五十五条の三第三項に規定する届出者に関する事項、建設業の許可の取消処分關係

裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、
特別清算、会社更生、再生関係、
会社その他
会社決算公告

本日公布された法令の「あらまし」は、
次のページに掲載されています。

薬事法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成二十一年一月四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

政令第十五号

薬事法施行令の一部を改正する政令

内閣は、薬事法（昭和三十五年法律第二百四十五号）第一条第四項及び第八十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）の一部を次のよう改正する。

別表第一機械器具の項第七十二号の次に次の二号を加える。
七十〔の二〕コントラクトレンズ（視力補正用のものを除く。）

附則

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から起算して九月を経過した日から施行する。ただし、附則第三条及び第四条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令による改正後の薬事法施行令別表第一機械器具の項第七十二号の二に掲げる機械器具（以下「非視力補正用コンタクトレンズ」という。）であつて、この政令の施行の際現に存するものについて、は、薬事法第六十三条及び第六十三条の二並びに第六十四条において準用する同法第五十三条から第五十五条まで（同条第二項を除く。）の規定は、適用しない。ただし、この政令の施行後は医療機器の製造販売業者が販売し、貯蔵し、又は授与する場合は、この限りでない。

2 この政令の施行前に薬事法第十二条の三の認定を受けていない製造所（外国にある製造所に限る。）において製造された非視力補正用コンタクトレンズについては、同法第六十四条において準用する同法第五十五条第二項の規定は、適用しない。

（施行前の準備）

第三条 非視力補正用コンタクトレンズに係る薬事法第十二条第一項若しくは第十三条第一項の許可又は同法第十三条の二第三項の認定の手続は、この政令の施行前においても行うことができる。

（省令への委任）

第四条 この附則に規定するもののほか、この政令の施行に伴い、非視力補正用コンタクトレンズに関する必要な経過措置は、厚生労働省令で定める。

2 非視力補正用コンタクトレンズであつて、専ら動物のために使用されることが目的とされているものに關しては、前項中「厚生労働省令」とあるのは、「農林水産省令」と読み替えるものとする。

厚生労働大臣　舛添　要一
農林水産大臣　石破　茂太郎
内閣総理大臣　麻生　太郎

(責任技術者の資格に関する経過措置)

第四条 非視力補正用コンタクトレンズのみを製造する製造所の責任技術者についての薬事法施行規則第九十一条第三項(第二号に係る部分に限る。)の規定の適用については、平成二十四年一月三

第五条 非視力補正用コンタクトレンズのみを製造販売する製造販売業者における品質保証責任者の資格に関する経過措置

第六六案 前条の規定により品質管理業務その他これに類する業務に三年以上従事した者とみなされる者を品質保証責任者として置いている製造販売業者については、薬事法施行令第九条第一項及び第三項（第一号及び第三号に係る部分に限る）の規定は、適用しない。

第一条 この省令は、平成二十一年十一月四日から施行する。ただし、第三条の規定は、公布の日から施行する。

第二条 第二条の規定は、平成十四年十一月三日限り、その効力を失う。

(施行期日)
一条 この令
う施行する。
(失効)

【別添4】

○厚生労働省告示第一百八十一号
薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第六十一条第一項第一号の規定に基づき、薬事法施行規則第六十一条(同第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する視力補正用レンズ(平成十八年厚生労働省告示第六十九号))の一部を次のように改正し、平成二十一年十一月四日から適用する。

平成二十一年四月二十八日

厚生労働大臣　別添　要1

題名を次のよう改める。

薬事法施行規則第六十一条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する視力補正用レンズ等
本文中「厚生労働大臣が指定する視力補正用レンズ」の下に「及びコンタクトレンズ(視力補正用のものを除く。)」を、「別添第一の1056から1059までに掲げる視力補正用レンズ」の下に「並びに別表第一の1071及び1072に掲げるコンタクトレンズ(視力補正用のものを除く。)」を加える。

